

(3) 税金の控除・免除

制 度	対 象 者	控除・免除の内容	窓口・手続
所得税における障害者控除	身体障害者手帳所持者	納税者本人又は同一生計配偶者や扶養親族（年少扶養を含む）が障害者である場合は、障害者控除を受けられます。控除できる金額は、障害程度が1，2級の場合、特別障害者控除 40 万円（同居の被扶養者は 75 万円）、それ以外は障害者控除 27 万円です。	確定申告の場合は 立川税務署 Tel 042 (523) 1181 東京国税局税務相談室 Fax 03(3294)4300 源泉徴収の場合は 勤務先給与担当者
住民税における障害者控除	身体障害者手帳所持者	納税義務者本人が障害者である場合、又は同一生計配偶者及び扶養親族（年少扶養を含む）のうちに障害者がいる場合は、障害者控除を受けられます。控除できる金額は、障害程度が1，2級の場合、特別障害者控除 30 万円（同居の被扶養者は 23 万円を加算）、それ以外は障害者控除 26 万円です。	立川市課税課市民税係 Tel 042 (523) 2111 (代) Fax 042 (523) 2137 ※ 所得税の申告をした方は手続き不要です。
住 民 税 の 非 課 税	身体障害者手帳所持者	納税義務者本人が障害者である場合、前年中の合計所得金額が、135 万円以下の方は住民税（市民税・都民税）が課税されません。	
相続税における障害者控除	身体障害者手帳所持者	相続人が障害者であるときは、85 歳に達するまでの年数1年につき 10 万円（特別障害者のときは 20 万円）が障害者控除として、相続税額から差し引かれます。	立川税務署 Tel 042 (523) 1181 東京国税局税務相談室 Fax 03(3294)4300
贈 与 税 の 非 課 税	特定障害者	特定障害者が一定の信託契約に基づき信託受益権の贈与を受けた場合、信託の際、「障害者非課税信託申告書」を税務署に提出することにより、信託受益権の価額のうち 6,000 万円（特別障害者以外の特定障害者の方については 3,000 万円）までの金額について贈与税が課税されません。	
少額貯蓄の利子等の 非 課 税	身体障害者手帳所持者	障害者等のマル優、特別マル優制度により、一定の預貯金等の利子等が非課税になります。	立川税務署 Tel 042 (523) 1181 東京国税局税務相談室 Fax 03(3294)4300
個人事業税の 非 課 税	身体障害者手帳所持者	○ 視力障害の方で、両眼の（屈折異常のある方については矯正）視力が 0.06 以下で、あんま、はり、きゅう、マッサージ、指圧、柔道整復その他医業に類する事業を営む場合、非課税となります。	立川都税事務所 Tel 042 (523) 3171 Fax 042(526)0835
個人事業税の 減 免	身体障害者手帳所持者 または障害者である扶養親族等を有する者。	○ 前年中における合計所得金額が、370 万円以下であって本人又は扶養親族等が障害を有している場合、税額が障害者 1 人につき 5,000 円（特別障害者は 10,000 円）減免されます。	

制 度	対 象 者	控除・免除の内容	窓口・手続
身体障害者のために専ら使用する自動車に係る自動車税種別割・環境性能割の減免	身体障害者手帳所持者 視覚障害 1～3級, 視力障害4級の1 聴覚障害 2, 3級 平衡機能障害 3, 5級 音声機能または・言語機能障害 (こう頭が摘出された場合に限りです) 3級 上肢機能障害 1, 2級 下肢機能障害 1～6級 体幹機能障害 1～3級, 5級 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 上肢機能障害 1, 2級 移動機能障害 1～6級 心臓, じん臓及び呼吸器の機能障害 1, 3, 4級 ぼうこう、直腸及び小腸の機能障害 1, 3, 4級 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 1～3級 肝臓機能障害 1～4級	障害者の方又は生計を同じくする方が所有する自動車で、障害者の方自身が運転する場合または、生計を同じくする方がその障害者の方のために専ら使用する場合、申請により自動車税種別割・環境性能割が減免されます。 ※詳しくは東京都自動車税コールセンターへ。 Tel 03 (3525)4066	新たに自動車を登録(取得)したときは、新規又は移転の登録の際に(登録の日から1か月以内)多摩自動車税事務所へ。 Tel 042 (522) 8271 Fax 042(526)1657 すでに自動車を所有しているときは、自動車税の納期限(通常は5月31日)までに立川都税事務所へ。 Tel 042 (523) 3171 Fax 042(526)0835
構造上専ら障害者の方の利用に供する自動車に係る自動車税種別割・環境性能割の減免	車検証の車体の形状が「車いす移動車」、「身体障害者輸送車」又は「入浴車」である8ナンバーの特種用途自動車。	身体障害者等の方が専ら利用するため、車椅子の昇降装置、固定装置又は浴槽を装着する等特別仕様の自動車で、現に当該自動車の使用の目的のために供されているものについては、申請により自動車税種別割・環境性能割が減免されます。 ※詳しくは東京都自動車税コールセンターへ。 Tel 03 (3525)4066	新たに自動車を登録(取得)したときは、新規又は移転の登録の際に(登録の日から1か月以内)多摩自動車税事務所へ。 Tel 042 (522) 8271 Fax 042(526)1657 すでに自動車を所有しているときは、自動車税の納期限(通常は5月31日)までに立川都税事務所へ。 Tel 042 (523) 3171 Fax 042(526)0835
軽自動車税(種別割)の減免	身体障害者手帳所持者 視覚障害 1～3級, 視力障害4級の1 聴覚障害 2, 3級 平衡機能障害 3, 5級 音声機能または・言語機能障害 (こう頭摘出に係るものに限りです) 3級 上肢機能障害 1, 2級 下肢機能障害 1～6級 体幹機能障害 1～3級, 5級 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 上肢機能障害 1, 2級 移動機能障害 1～6級 心臓, じん臓及び呼吸器の機能障害 1, 3, 4級 ぼうこう、直腸及び小腸の機能障害 1, 3, 4級 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 1～3級 肝臓機能障害 1～4級	次のいずれかに該当すれば減免されます。 1. 身体障害者が所有・運転するもの。 2. 身体障害者と生計を一にする者が所有し、身体障害者が運転するもの。 3. 身体障害者と生計を一にする者が所有し、当該障害者のために運転するもの。 4. 身体障害者が所有し、常時介護者が運転するもの。 (身体障害者のみで構成される世帯) ※詳しくは、立川市課税課諸税係へお問い合わせください。 Tel 042 (523) 2111(代) Fax 042(528)4340	立川市内を主たる定置場とする軽自動車の減免の手続きは、毎年5月11日から納期限(5月31日)までです。 立川市課税課諸税係 Tel 042 (523) 2111(代) Fax 042(528)4340